

荒川区バリアフリー
交通安全特定事業計画
熊野前駅周辺地区

令和8年2月
東京都公安委員会

**荒川区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「熊野前駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、荒川区バリアフリー基本構想に即して、熊野前駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道王子千住夢の島線	都電通り	西尾久8丁目1番から 東尾久3丁目1番まで	日暮里・舎人ライナー 熊野前駅 都電荒川線 宮ノ前 熊野前 東尾久三丁目	荒川遊園地前停留場、 小台停留場、宮ノ前停留場、 熊野前停留場、東尾久三丁目停留場、 尾久ふれあい館、熊野前郵便局
2	主要地方道台東川口線	尾久橋通り	東尾久2丁目43番から 東尾久6丁目52番まで		
3	特別区道第638号線		西尾久2丁目4番から 西尾久3丁目6番まで		宮ノ前停留場、尾久八幡公園、 尾久区民事務所、尾久区民事務所ひろば館
4	特別区道荒15号線		西尾久2丁目4番から 西尾久2丁目1番まで		令和あらかわクリニック（旧東京女子医科大学東医療センター）
5	特別区道荒16号線		東尾久5丁目46番から 東尾久5丁目45番まで		
6	特別区道荒17号線	熊野前銀座通り	東尾久5丁目12番から 東尾久5丁目27番まで		荒川年金事務所、アクト21
7	特別区道荒111号線	旭電化通り	東尾久6丁目52番から 町屋4丁目35番まで		熊野前停留場、熊野前公園、 東京都立大学、尾久の原公園、 ライフ東尾久店、原公園
8	特別区道荒478号線		東尾久7丁目2番から 東尾久6丁目42番まで		尾久小公園
9	特別区道荒26号線		東尾久3丁目4番から 東尾久2丁目18番まで		東尾久三丁目停留場
10	特別区道荒284号線	尾久の原防災通り	東尾久3丁目1番から 東尾久7丁目1番まで		

11	特別区道荒 24 号線	石門通り	東尾久 6 丁目 26 番から 東尾久 7 丁目 1 番まで	日暮里・舎人ライナー 熊野前駅 都電荒川線 宮ノ前 熊野前 東尾久三丁目	
12	特別区道荒 7 号線	荒川遊園通り	西尾久 8 丁目 1 番から 西尾久 6 丁目 35 番まで		あらかわ遊園
13	特別区道荒 280 号線		町屋 4 丁目 35 番から 町屋 5 丁目 9 番まで		原公園
14	特別区道荒 32 号線	尾久本町通り	東尾久 5 丁目 27 番から 東尾久 2 丁目 18 番まで		東尾久本町通りふれあい館
15	特別区道第 530 号線		東尾久 5 丁目 45 番から 東尾久 5 丁目 9 番まで		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	主要地方道王子千住夢の島線	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 7～12 年度
2	主要地方道台東川口線	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 7～12 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

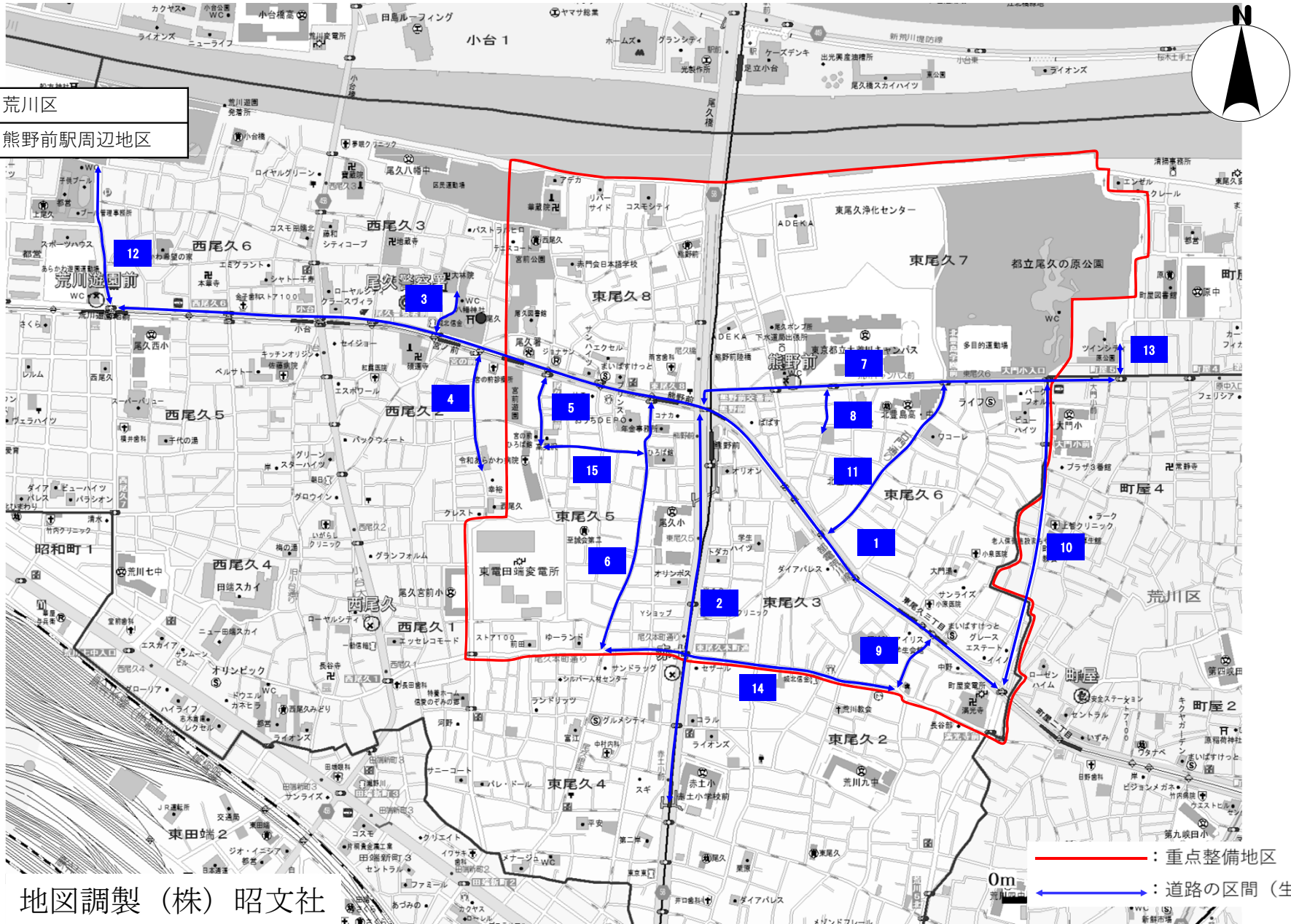
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	荒川区
重点整備地区名	熊野前駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

— : 重点整備地区
→ : 道路の区間 (生活関連経路)